

## 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成23年3月24日  
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価に当たっては、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置の評価時期について、評価・調査委員会において意見を取りまとめたところである。

評価・調査委員会の意見を踏まえ、当該規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

番号	特例事業名	評価時期
935	伝統的建造物を利用した旅館営業事業	平成23年度
937	NPO法人による職業紹介に対する支援事業	平成24年度
938	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業	平成24年度
1205 (1214, 1221)	重量物輸送効率化事業の一部 (車両の長さおよび最小回転半径に関する事項)	平成23年度
1223	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業	平成24年度
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	平成24年度